

## 瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和7年11月21日(金)10時00分から11時00分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (8人)

会長	6番	吉見	洋和
会長職務代理者	10番	永井	利一
	1番	齋木	明子
	3番	峯	俊一郎
	5番	加藤	清満
	8番	碩	悟
	9番	岡野	正郎
	11番	川島	博

4.欠席委員 (2人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第17号 農地法第3条の規定による許可について

第4 報告第30号 農用地利用集積等促進計画の認可及び公表について

第5 報告第31号 農用地等の利用権の合意解約同意について

第6 報告第32号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第7 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

次長 内 忠廣

主幹 田中 秀幸

会計年度任用職員 大黒 佐江子

7.農林課農業振興係職員

主幹 川畑 金徳

8.会議の概要

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、ただいまから第 11 回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の委員の出席状況でございますが、出席委員は 8 名で定足数に達しており、本日の総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、吉見会長に挨拶をお願いします。</p>
会長	<p><b>【挨拶】</b></p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第 6 条に基づきまして、吉見会長に議長をお願いします。</p>
議長	<p>これより会議を開きます。</p> <p>日程第 1、議事録署名議員の指名を行います。議席番号 8 番、碩委員、議席番号 9 番、岡野委員の 2 名を指名いたします。</p> <p>次に日程第 2、会期は本日の 1 日間といたします。</p>
議長	<p>次に、日程第 3 の議案第 17 号、農地法第 3 条の規定による許可について、を議題とし、調査委員から説明を求めます。</p>
碩委員	<p>8 番、議案第 17 号「農地法第 3 条の規定による許可について」の調査報告をいたします。</p> <p>調査員が私と平推進委員、事務局から田中さんの 3 人で調査を行いました。</p> <p>土地の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸内町大字阿木名字横田 1149 番 2、畑、348 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>売買による権利移動であります。</p> <p>譲渡人、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇</p> <p>譲受人、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇</p> <p>本ほ場は、譲受人、〇〇〇〇所有の横田 1149 番 1 の隣接地と接続ほ場として果樹が栽培・管理されており、今後も効率的に利用されるものと思われます。</p> <p>後はお目通し願います。</p>
議長	<p>調査報告は終わりました。この案件について質疑はございませんか。</p>
	<p>委員より「なし」の声あり</p>
議長	<p>質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 17 号について、賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p> <p>賛成多数と認めます。議案第 17 号は可決いたしました。</p> <p>次に、日程第 4 の報告第 30 号、農用地利用集積等促進計画認可及び公告について、事務局から説明を求めます。</p>
田中主幹	<p>報告第 30 号、農用地利用集積等促進計画認可及び公告について、報告いたします。</p> <p>資料の 5 ページをご覧ください。</p> <p>認可・公告年月日は令和 7 年 10 月 15 日です、契約開始日が令和 7 年 11 月 1 日です。内容につきましては、1 件で畑 1 筆であります。</p> <p>計画の概要といたしましては、</p>

	<p>農地中間管理権の設定を行う出し手が1人。  賃借権の設定を行う受け手が1人であります。  資料の8ページをご覧ください。  整理番号45番、農地の所在地、蘇刈字親田原812番、現況地目、畑、1339㎡。  出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、賃借権によるもので、存続期間は10年間  となっております。  以上です。</p>
議長	事務局より第30号の報告がありました。質疑はありませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	<p>質疑ないようですので、以上で報告第30号は終わります。  次に、日程第5の報告第31号、農用地等の利用権の合意解約同意について、事務局から説明を求めます。</p>
田中主幹	<p>報告第31号1、農地等の利用権の合意解約について  土地の表示  ①瀬戸内町大字網野子字金久田102番3、畑、1477㎡  ②瀬戸内町大字網野子字祖446番1、畑、1402㎡  ③瀬戸内町大字網野子字福地490番1、畑、864㎡、合計3筆、3743㎡  申出者  出し手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇  受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇  合意解約の合意が成立した日、令和7年10月20日  合意による解約をした日 令和7年6月9日  農地の引渡しの時期 令和7年12月30日  届出の日 令和7年10月27日  合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足  以上です。</p>
議長	事務局より報告第31号の報告がありました。質疑はありませんか。
齋木委員	1番、この出し手の方は、最近お亡くなりになっていると思いますが、申出者の名義はこれでいいのでしょうか。
川畑主幹	合意による解約をした日にはご存命でしたので本人の名前での届出となっております。
議長	他に質疑はございませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	<p>質疑ないようですので、以上で報告第31号は終わります。  次に、日程第6の報告第32号、農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、事務局から報告をお願いします。</p>
田中主幹	<p>報告第32号1、農地法第3条の3第1項の規定による届け出について  土地の表示  ①瀬戸内町大字久慈字川内の参519番2、畑、320㎡  ②瀬戸内町大字久慈字小勝896番、畑、807㎡、合計2筆、1127㎡</p>

	<p>権利を取得した者、東京都〇〇〇〇番、〇〇〇〇</p> <p>権利を取得した日、令和 6 年 11 月 22 日</p> <p>権利を取得した事由、相続</p> <p>取得した権利の種類及び内容、種類、所有権</p> <p>農業委員会によるあっせん等の希望の有無、なし</p> <p>届出の年月日、令和 7 年 10 月 30 日</p> <p>報告第 32 号 2、</p> <p>土地の表示</p> <p>①瀬戸内町大字武名字井口原 341 番イ、畑、99 m<sup>2</sup></p> <p>②瀬戸内町大字武名字井口原 342 番、畑、102 m<sup>2</sup></p> <p>③瀬戸内町大字武名字井口原 343 番、畑、218 m<sup>2</sup></p> <p>④瀬戸内町大字武名字井口原 344 番 2、畑、204 m<sup>2</sup>、合計 4 筆、623 m<sup>2</sup></p> <p>権利を取得した者、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇</p> <p>権利を取得した日、令和 3 年 2 月 12 日</p> <p>権利を取得した事由、相続</p> <p>取得した権利の種類及び内容、種類、所有権</p> <p>農業委員会によるあっせん等の希望の有無、希望する</p> <p>届出の年月日、令和 7 年 11 月 7 日</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局より報告第 32 号 1、2 の報告がありました。質疑はありませんか。
碩委員	8 番、報告 32 号の 1 は農業委員会によるあっせん等の希望は無しとなっているが、本人の住所地は東京になっており、耕作はできないのではないかと。であるなら農地バンク等を活用してあっせんすべきではないかと。そうしないと農地は荒れる一方になるのではないかと。
川畑主幹	相続された農地を借りたいという方がいれば、現地調査を踏まえて所有者と協議の上農地バンクに申請したいと考えております。
碩委員	相続された農地が使える土地かどうかを担当地区の農業委員に調査依頼をして、使えなければ非農地申請をお願いすべきではないかと。
田中主幹	現在でもあっせん希望の場合は、農地台帳の現況と航空写真を参考に担当地区の委員の方に依頼文書を発送しております。また、非農地扱いのものについては非農地通知を送付しております。
碩委員	通常、所有権を移転した場合は 1 年以内に着手するようになっているが、そのまま放置されている土地がある。
議長	適正に活用して頂くよう、農地パトロール時に指導をお願いします。
議長	他に質疑はございませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	質疑ないようですので、以上で報告第 32 号は終わります。 次に、日程第 7 の協議会に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。
田中主幹	諸般の報告であります、

	<p>令和7年10月30日木曜日に鹿児島県水土里情報システム運用説明会が鹿児島市で開催されました。事務局から田中が出席いたしました。</p> <p>次に令和7年11月11日火曜日に地域別農業委員会農地利用最適化推進会議が宇検村の元気のでる館で開催されました、9名の委員の方が出席しております。</p> <p>次に行事予定であります、令和7年12月9日火曜日、令和7年度農業者年金合同地区別会議が奄美市で開催されます。令和7年12月19日金曜日に第12回農業委員会総会を開催予定であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>諸般の報告及び行事予定の説明がありました。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
岡野委員	<p>先日の宇検村での研修会で所有者不明農地を40年間貸すことができるとう話をされていましたが、この40年間貸付できるとはどういうことでしょうか。</p>
田中主幹	<p>所有者を探しても所有者が不明な農地といいますのは、所有権の配偶者と子供さんが全員死亡している場合であります。この農地を所有権不明農地として2ヶ月間公示をいたしまして、それでも所有者が名乗り出ない場合は、農地バンクに通知いたします。その後県の裁定を経て農地バンクが最長で40年間貸し付けることができるという制度であります。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
	<p>委員より「なし」の声あり</p>
議長	<p>質疑ないようですので、次に「その他」で委員及び推進委員、事務局から何かありませんか。</p>
	<p>委員より「なし」の声あり</p>
議長	<p>ないようですので、以上を持ちまして、第11回農業委員会総会を終了いたします。お疲れさまでした。</p>

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和7年11月21日

署名委員

署名委員